

令和8年度くらしふと信州コーディネート推進業務委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う令和8年度くらしふと信州コーディネート推進業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

なお、本仕様書に記載されていない事項であっても委託者が業務遂行上必要と認めた場合、受託者は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

1 業務の名称

令和8年度くらしふと信州コーディネート推進業務

2 契約期間

令和8年6月1日から令和9年3月26日まで

3 業務の目的

脱炭素社会づくりに向けて各層・各分野の県民・事業者等に脱炭素化に資する取組を促すため、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム「くらしふと信州」（以下「くらしふと信州」という。）において、民間の知見・人脈を活用して、脱炭素化に関する総合窓口として県民・事業者等からの相談に的確に対応するとともに、異なる分野の主体同士による共創のきっかけづくりを行う。

4 業務の内容

次の仕様にに基づき本業務を行うこととし、詳細については、企画提案内容を基に県と受託者が協議し、調整の上、決定すること。

なお、各業務では、可能な限りくらしふと信州の連携拠点等他団体と連携・協働して行うこと。

(1) くらしふとmeetup!の企画・運営（年2回以上開催）

脱炭素化に関心を持つ多様な主体が、学び・つながり・共創を生み出すためのテーマ別交流イベントである「くらしふとmeetup!」を年2回以上企画・運営する。テーマは、脱炭素に資する県内外の関心が高いもの又は県内の各主体の需要が見込まれるものを受託者が県に提案して、設定する。なお、開催回ごとにテーマに精通する者を「コーディネーター」として選任して業務に従事させるとともに、共創が見込まれる事案についてはフォローアップを行い、共創事業の創出を働きかける。

（想定する開催規模等（1回あたり）：100人集客（オンライン参加併用）、正味2時間開催、終了後に交流会実施（会費制）。県との事前・事後打合せを計4回程度実施。）

(2) 脱炭素共創ピッチの企画・運営（年2回以上開催）

様々な分野の企業・団体等や自治体が、脱炭素化に取り組む上での課題やそのソリューションを“ピッチ”形式で発表して共創を創出するためのマッチングイベントである「脱炭素共創ピッチ」を年2回以上企画・運営する。テーマは、脱炭素に資する県内外の関心が高いもの又は県内の各主体の需要が見込まれるものを受託者が県に提案して、設定する。なお、開催回ごとにテーマに精通する者を「コーディネーター」として選任して業務に従事させるとともに、共創が見込まれる事案についてはフォローアップを行い、共創事業の創出を働きかける。

（想定する開催規模等（1回あたり）：くらしふとmeetup!と同じ）

(3) 県民・事業者等からの相談対応等（年2回以上の相談会開催を含む）

県からの依頼により、県民・事業者等からくらしふと信州に寄せられた脱炭素化に関する相談（くらしふと信州が実施している「教室断熱ワークショップ」に関する相談等を含む。）に対して、適切な支援組織・事業者等につなぐなどの対応を行うこと。

また、契約期間中に寄せられた相談について、相談の内容を類型化してくらしふと信州へ

の県民・事業者等のニーズを整理するとともに、類型別の標準的な相談対応方法を県に提案する。なお、県民・事業者等の相談機会を確保するため、相談会を年2回以上企画・運営する。

(想定する相談会開催規模等(1回あたり):3時間程度。県との事前・事後打合せを計2回程度実施。)

(4) 暮らしふと信州の総合コーディネートの提案

暮らしふとmeetup!、脱炭素共創ピッチ等のイベントや相談対応の状況、暮らしふと信州拠点施設の利活用の状況等を踏まえ、令和9年度以降の暮らしふと信州が行うイベント等各種取組のテーマ、コンセプト、対象者等及び暮らしふと信州拠点施設の活用について総合的に企画して提案する。

(想定する県との打合せ:年6回程度)

(5) 暮らしふと信州の運営に関する会議への出席(随時)

県の求めに応じて、暮らしふと信州の運営に関する会議に出席する。

(想定する会議数:年4回程度)

(6) 暮らしふと信州が実施するイベントの企画・運営の補助、暮らしふと信州の取組の補助(随時)

県の求めに応じて、暮らしふと信州が実施するイベントの企画・運営の補助、暮らしふと信州の取組の補助を行う。

(想定する補助回数:イベント等参加年4日程度、イベント等の事前・事後の打合せ年4日程度)

(7) チーフコーディネーターの設置

上記の業務を一貫性のある内容とし、また、着実に実施するため、共創の促進に精通する者を「チーフコーディネーター」として選任し、契約期間の始期から終期まで、全ての業務を管理監督させる。

(8) 上記に係る留意事項

ア チーフコーディネーター又はコーディネーターを選任したときは、速やかに県に報告すること。なお、コーディネーターは、チーフコーディネーター又は他のテーマのコーディネーターを兼務することができる。また、チーフコーディネーター又はコーディネーターの氏名、所属する会社・団体名等は、暮らしふと信州又は長野県のホームページ、SNS、チラシ、出版物等により公開することがある。

イ (1)及び(2)の企画の内容は、委託契約後、企画提案内容を踏まえて、県と受託者が協議し、調整の上、決定する。

ウ 県民・事業者等からの相談への対応状況については、前月分を毎月15日まで(3月分については、契約終期まで)に報告すること。

エ 各業務の遂行に際しては、県の指示に従い、暮らしふと信州の運営に参画する外部有識者との調整を行うこと。

オ 上記(1)から(3)までの業務に要する会場使用料、講師等の謝金・旅費、資料印刷費、機器レンタル料等や、(1)から(7)までの業務に要する旅費など、業務に要する一切の経費は委託料に含むものとする。なお、本業務で実施するイベント・相談会(交流会を除く。)や相談対応等は無料とすること。

5 成果品

委託業務完了報告書(様式任意)…1部

6 成果品の提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁6階

7 疑義

本仕様書に記載がない事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。

8 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、委託者の承認を得なければならない。